

横浜市保育所等 ICT 環境改善支援事業 募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響で、保育所等運営法人保育士等の求人活動において、対面式の説明会や面接、園見学の実施が困難な状況にあっても、オンラインによる説明会・面接を実施できるよう、保育所等の ICT 環境の改善を支援することを目的とします。

2 支援内容

(1) ICT 環境の分析及びオンライン説明会・面接の実施支援

保育所等運営法人または個人の事務所または当該法人または個人が運営する園に、横浜市が委託する事業者（以下、「事業者」とします。）を派遣し、オンライン説明会・面接を行うために必要な ICT 環境が整っているか、確認・分析を行います。その後、オンライン説明会・面接会の実施方法等について、事業者によるレクチャーを受けることができます。

ア 派遣日時等

- ・派遣日時は、事業者と協議して決めていただきます。
- ・ICT 環境の確認・分析のための派遣は 1 回のみとし、90 分以内とします。
- ・レクチャーのための派遣は最大で 3 回までとし、1 回につき、90 分以内とします。

イ 派遣場所について

- ・事業者を派遣できる場所は横浜市内に限ります。
- ・一つの法人で複数の園を運営している場合であっても、ICT 環境の確認・分析及び最大 3 回のレクチャーを受ける際の派遣場所は、同一の場所とします。

ウ 各回の支援内容の標準例（必ずしも 4 回利用する必要はありません。）

- ・初回：ICT 環境の確認、ZOOM 等 WEB 会議システム（以下、「WEB 会議システム」とします。）に必要な環境・備品の確認、活用方法の確認。
- ・2回目：WEB 会議システムのダウンロード、アカウントの設定、実際に使用を試す。
- ・3回目：マニュアルに沿って、実際に WEB 会議システムを使用する。事業者を相手にテストを行う。
- ・4回目：マニュアルに沿った確認(必要に応じたアフターフォロー)。

エ 注意事項

- ・オンライン説明会等実施のレクチャーを受けるにあたっては、原則として、担当となる職員 1 名を決めておき、毎回同じ職員がレクチャーを受けるようにしてください。
- ・レクチャーを希望する WEB 会議システムの種類については、希望に添えない場合があります。
- ・事業者の派遣終了後から令和 4 年 3 月末までに、園見学等希望者に対して、できる限りオンライン説明会等を実施してください。

3 対象者

応募日時点で、横浜市内で次の保育所等を運営する法人または個人（以下、「応募者」とします。）

- (1) 認可保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 幼稚園（「横浜市私立幼稚園等預かり保育事業」又は「横浜市私立幼稚園2歳児 受入れ推進事業」を実施している施設）
- (4) 小規模保育事業
- (5) 事業所内保育事業
- (6) 家庭的保育事業
- (7) 横浜保育室

4 応募資格

応募をするにあたっては、次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 応募者または応募者が運営する園のホームページがあること。（応募時点でない場合は、事業者の初回訪問までに必ず作ること。）
- (2) 応募者の事務所または運営する園において、インターネット環境があること。
- (3) 応募者が自由に使えるメールアドレスを取得していること。
- (4) 応募者または応募者が運営する園において、すでに WEB 会議システムを活用したオンライン説明会や面接（就職支援サイト経由で行っているオンライン説明会も含まれます）。を実施したことがないこと。

5 募集数

60 法人（個人含む）

- (1) 保育所等(※)を運営する応募者の枠：最大で 50
（※）保育所等…認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、横浜保育室
- (2) 幼稚園のみを運営する応募者の枠：最大で 10
なお、上記いずれかの枠において、最大数まで応募がなかった場合は、最大数まで満たなかった分を他方の枠に配分することとします。

6 応募期間・方法等

(1) 応募期間

令和3年6月30日（水）～令和3年7月21日（水）※必着

(2) 応募方法

次の必要書類を E メールまたは郵送で提出ください。

(3) 必要書類

「横浜市保育所等 ICT 環境改善支援事業利用申請書（第1号様式）」

(4) 提出先

こども青少年局保育対策課

ア メールの場合：kd-hoikushi@city.yokohama.jp

イ 郵送の場合：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 横浜市市庁舎13階

※郵送の場合は、「特定記録」など、配達状況を記録できる形での提出を推奨します。

(5) その他

ア 提出された書類は、返却いたしません。

イ 応募書類の作成及び提出等にかかる費用は応募者の負担とします。

ウ 提出された書類について情報公開請求があった場合は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

7 事業者派遣終了後の提出書類について

事業者による派遣が終了したのちは、速やかに報告書をご提出してください。

報告書提出の詳細については、別途ご案内します。

≪事業の流れ≫

時期	市の手続き関係	必要書類
令和3年6月30日 ～7月21日	□応募書類の提出【応募者⇒市】 必要書類の内容確認	・第1号様式
7月末頃	■派遣先決定：派遣決定通知を送付【市⇒応募者】	
8月～	■事業者の派遣開始【事業者⇒応募者】 ※派遣日時は、それぞれ事業者と調整すること	
～3月	報告書の提出【応募者⇒市】	・別途ご案内します

8 注意事項

(1) 応募者のうち、応募者または応募者が運営する園のホームページ上で、オンライン説明会・面接会等を実施したことを確認できた場合は、当事業の対象外とさせていただきます。

(2) オンライン説明会等を実施するにあたり、必要な機器類（パソコン、カメラ、マイク、インターネット回線関係機器類等）を購入する場合は、応募者の負担となります。

(3) 当事業において、有償版のWEB会議システムを利用する場合の費用は、応募者の負担となります。

9 お問い合わせ

横浜市こども青少年局保育対策課

<電話> 045-671-4469

<メールアドレス> kd-hoikushi@city.yokohama.jp

<住所> 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10 横浜州市庁舎13階